

SERVE システム利用規約

第1条（適用範囲）

- 1 SERVE システム利用規約（以下「本規約」といいます。）は、メシウス株式会社（以下「当社」といいます。）と、当社が提供する SERVE システムのサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を当社と結んだお客様（以下「契約者」といいます。）との間において、適用されます。
- 2 契約者は、本規約に従い、本サービスを利用し、また、契約者の施設等の利用者（以下「保護者等」といいます。）に対して本サービスを利用させることができます（以下特に限定のない限り、「本サービスを利用し」とは、保護者等に対して本サービスを利用させる場合を含むものとします。）。
- 3 契約者は、保護者等に本サービスを利用させるにあたり、保護者等に本規約の各条項を同意させ、遵守させるものとします。
- 4 保護者等は、本サービスを利用するにあたり、本規約の各条項に同意し、遵守するものとします。なお、保護者等による本サービスの利用にあたっては、本規約上の契約者に関する規定等は、利用料金に関する規定を除き、いずれも保護者等に関する規定として読み替えるものとする。
- 5 本規約とは別に、個別の規約や、その他本サービスに関する諸規程（以下「その他の規約等」といいます。）が存在する場合に、その他の規約等は、名称の如何に関わらず、本規約の一部を構成するものとします。本規約の規定とその他の規約等の内容が異なる場合は、本規約が優先します。

第2条（本規約の変更）

- 1 当社は、民法第548条の4に基づき、本規約を変更することがあります。
- 2 当社は、本規約を変更する場合、事前に当社 WEB サイト上で効力発生時期と変更後の本規約を効力発生日の15日前までに周知するものとします。変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除き、本サービスについて規定した当社管理に係る Web サイト（URL：<https://serve.jp/assets/aup/s-system2501policy.pdf> 以下「本サイト」といいます。）上に表示するものとします。
- 3 本規約の変更の効力が生じた後、契約者は変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第3条（本サービス内容等）

- 1 本サービスの主たる内容は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) SERVE 連絡帳
 - ・契約者から保護者等に対して、お知らせ等を配信するサービス
 - ・保護者等から契約者に対して、欠席連絡を行い、または園児の家庭での様子等を配信するサービス
 - ・契約者から保護者等に対して、園児の施設等での様子等を配信するサービス
 - (2) SERVE 登降園
 - ・登降園の打刻等に関するサービス
 - ・保護者において、登降園の履歴、請求情報等を確認するサービス
 - ・契約者において、登降園の状況の確認、延長保育料の集計等を行うサービス
 - (3) その他前各号に付随または関連するサービス
- 2 本サービスの詳細な仕様は、本サービス又は本サイト上において別に定めるものとします。当社は、本サービスの仕様の改良、追加、削除等の変更を行うことがあり、契約者は、これを予め承諾します。

第4条（通知）

当社から契約者への通知は、書面による通知、電子メールの送信、または本サービス若しくは本サイト上への掲載等、当社が適当と判断する通信手段によって行います。当該通知が、電子メールの送信又は本サービス若しくは本サイトへの掲載により行われる場合は、インターネット上に配信された時点で契約者に到達したものとみな

します。

第5条（登録）

- 1 本サービスの利用を希望するお客様（契約者及び保護者等になろうとする者を意味し、以下「登録申込者」といいます。）は、当社所定の方法により、登録の申込を行うものとします。登録申込者は、申込の際に登録する情報（以下「契約者情報」といいます。）が、全て正確であることを保証します。
- 2 登録申込者は、当社所定の手続を完了することにより、本サービスの利用が可能となります。
- 3 契約者は、本サービスの利用の開始にあたり、以下の各号の手続その他当社が指定する手続を行うものとします。
 - (1) 本サービスに契約者の施設職員のメールアドレスを登録すること
 - (2) 契約者の施設職員をして、当社から受領した承認メールからパスワードを設定すること
- 4 保護者等は、本サービスの利用の開始にあたり、以下の各号の手続その他当社が指定する手続を行うものとします。ただし、第1号及び第2号の手続については、契約者が代替して行うことができるものとする。
 - (1) 当社から発行された QR コードから登録用 URL にアクセスし、保護者等のメールアドレスを登録すること
 - (2) 当社から送信された本登録用 URL にアクセスし、保護者等及び保護者の監督する園児に関する必要事項を登録すること
 - (3) 当社が指定する保護者等用のアプリケーションをダウンロードし、パスワードを設定すること
- 5 次のいずれかに該当する場合、登録申込者の契約申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 登録申込者が、当社所定の方法によらずに契約の申込を行った場合
 - (2) 登録申込者が、本規約に違反するおそれがある場合
 - (3) その他当社が不適切と判断した場合
- 6 契約者は、契約者情報に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、当該情報の変更の手続きを行うものとします。

第6条（ID・パスワード等の管理）

- 1 契約者は、契約者用のID・パスワード（契約者の施設職員用のID・パスワードを含みます。）を第三者に開示・利用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をするとはできないものとします。
- 2 保護者等は、保護者等用のID・パスワードを第三者に開示・利用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をするとはできないものとします。
- 3 当社は、ログイン時に使用された契約者用ID・パスワード、保護者等用のID・パスワード（以下併せて「ID・パスワード等」といいます。）が登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、当該契約者及び保護者等を真正な契約者及び保護者等とみなし、それが盗用、不正使用その他の事情により、真正な契約者又は保護者等ではない者が利用している場合であっても、それにより契約者又は保護者等が損害または不利益を被ったとしても、一切責任を負わないものとします。

第7条（利用料金）

- 1 契約者は、当社に対し、本サービスの提供を受ける対価として、SERVE システム利用契約書第1条に定める利用料金を、同契約書第2条に定める支払方法に従って支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用は、契約者の負担とします。
- 2 契約者は、前項の利用料金を、SERVE システム利用契約書第2条に定める期日までに支払うものとします。また、理由の如何を問わず、本契約の有効期間中に契約者が本サービスの提供を受けられなくなった場合においても、当社は利用料金の返還を行いません。また、契約者は本規約に基づく利用料金の支払いを免れることはできません。
- 3 本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サー

ビスについて提供しない日数に対応する金額を月割計算にて契約者に返還するものとします。

- 4 契約者が、本サービスの利用料金の支払いを遅滞した場合には、当社に対して支払済みまで年14%の遅延損害金を支払うものとします。

第8条（本サービスの利用）

- 1 契約者は、本契約の有効期間内に限り、本規約に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。
- 2 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 当社、保護者等、他の契約者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
 - (2) 当社が本サービスの運営において必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが保護者等、他の契約者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報を、本サイトに送信する行為
 - (3) 犯罪行為に関連する行為
 - (4) 法令又は所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) コンピューター・ウィルスを含む電子メールなど有害なコンピューター・プログラム等を本サービスに送信する行為
 - (7) 当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - (8) その他、当社が不適切と判断する行為
- 3 当社は、契約者が本サービスに送信・アップロードした情報（以下「送信情報」といいます。）が以下の各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると当社が判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、送信情報の全部又は一部を削除することができるものとします。当社は、削除された送信情報について、当該情報の復旧を含めて一切責任を負いません。
 - (1) 契約者の同意を得たとき
 - (2) 契約者が前項各号に該当する禁止行為を行ったとき
 - (3) その理由を問わず、本契約が終了したとき
 - (4) 上記各号に準じる必要性があるとき

第9条（閲覧等）

当社は、以下に掲げる場合には、送信情報の閲覧、保存、又は第三者への開示（以下、本項において「閲覧等」といいます。）ができるものとし、それによって契約者が被った一切の損害について、責任を負わないものとします。

- (1) 当該送信情報を送信・アップロードした契約者が閲覧等に同意したとき。
- (2) 当社が閲覧等の同意を求める電子メールを、当該送信情報を送信・アップロードした契約者に送信してから7日以内に、当該契約者の電子メールでの回答が当社のメールサーバに到達しなかったとき。
- (3) 本サービスの技術的不具合の原因を解明し、解消するため必要な場合。
- (4) 裁判所、警察等の公的機関から、法令に基づく正式な照会を受けた場合。
- (5) 本規約に違反し又はそのおそれがあり、閲覧等を行う必要があると当社が判断した場合。
- (6) その他本サービスを適切に運営するために必要な場合。

第10条（保守サービス等）

- 1 当社は、契約者が本サービスの円滑な運用を図るため、次の保守サービスを行います。
 - (1) 本サービスの運用上における各種問い合わせに関する情報の提供及び操作指導及び運用、必要なアドバイ

ス

- (2) 法改正に伴うシステムの変更に対応した本サービスの提供
- (3) バージョンアップされた本サービスの提供
- (4) 前(2)に掲げるシステムの変更について、変更に要する当社の作業量により別途費用を請求する場合があります。

2 本規約に基づく保守サービスの提供は、次の方法を原則とします。

- (1) 操作説明、不具合対応など運用に関する問い合わせ等については、当社は電話、FAX、電子メール、遠隔操作などによって対応します。なお、契約者が遠隔操作による保守サービスの提供を希望する場合、契約者は、当社が遠隔操作を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 前(1)の対応で対処できないと当社が判断した場合、当社又は当社の指定する者が契約者の指定する場所において保守作業を行う場合があります。

3 契約者は、本サービスの操作、保全、管理において次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの操作説明書に定める使用方法に従ってシステムを運用するものとします。
- (2) 本サービスで運用するデータは、外部メディアへ定期的に記録し、保全管理に努めるものとします。

4 当社が保守を行うにあたり使用する電力、消耗品、通信費等については契約者の負担とします。

5 保守サービスの受付窓口及び受付時間は次のとおりとします。

- ・メシウス株式会社 サーヴ事業部
- ・TEL 050-5357-4036 FAX 050-3737-7901 E-Mail serve-support@mescius.com
- ・平日 AM9:00~PM4:00

6 当社は、契約期間中、保守対象システムについて適正な状態を保つよう努めますが、契約期間中に生じた本サービス及びハードウェア等の障害に起因する業務の損害については、その責を負わないものとします。

第11条（登録停止等）

1 当社は、契約者が以下の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断した場合は、事前に通知することなく、直ちに当該契約者の登録を停止し、本サービスを利用させない措置をとることができます。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 利用料金の支払いを指定期日までに行わなかったとき
- (3) その他当社が登録停止を妥当と判断したとき

2 前項に基づき契約者が登録停止の措置を受けている場合であっても、契約者は利用料金を支払う義務を負うものとします。

3 第1項第2号に基づき登録停止の措置を受けた場合、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、残存する契約期間中の債務をすべて履行しなければ、当社は当該措置の解除を行いません。また、第1項第2号以外の事由により登録停止の措置を受けた場合は、登録停止の根拠となる事由が取り除かれ、契約者による本サービスの適切な利用が可能と当社が判断したときに限り、当該措置を解除します。

第12条（登録取消）

1 当社は、契約者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該契約者の登録を取り消すことができます。

- (1) 契約者が第8条第2項各号に該当する禁止行為を行ったとき
- (2) 支払停止若しくは支払い不能となり、又は、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算手続き開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合
- (3) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
- (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合

- (5) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
 - (6) 解散または営業停止状態となった場合
 - (7) 前各号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
 - (8) 当社からの連絡に対して1ヶ月以上応答がない場合
 - (9) その他、当社が契約者の登録の継続を適当でないと判断した場合
- 2 本契約の有効期間が満了し、更新されずに本契約が終了した場合、または第16条第3項により中途解除された場合、契約者の登録は自動的に取り消されるものとします。
 - 3 第16条第3項により中途解除された場合を除き、登録が取り消された場合、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対する全ての未履行債務の履行をしなければなりません。
 - 4 第16条第3項により中途解除された場合を除き、登録が取り消された場合、当社は、送信情報を返還又は保管等する義務を負わず、契約者に何らの通知等することなく、これを削除できます。
 - 5 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。また、本条に基づき契約者の登録が取り消された場合であっても、当社は登録者から支払いを受けた利用料金を返還せず、また、契約者は本規約に基づく利用料金の支払いを免れることはできません。

第13条（紛争処理及び損害賠償）

- 1 契約者は、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。
- 2 契約者が、本サービスに関連して保護者等、他の契約者又は第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、契約者は直ちにその内容を当社に通知するとともに、契約者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、その結果を当社に報告するものとします。
- 3 契約者による本サービスの利用に関連して、当社が、保護者等、他の契約者又は第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、契約者は当社に損害が生じないように証拠及び情報の提供その他の協力を行う義務を負い、また当該請求に対し当社が支払いを余儀なくされた金額その他の損害の一切を賠償しなければなりません。
- 4 本規約における当社の免責規定は、当社に故意又は重過失が存する場合には適用しません。本サービスの提供に際して、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合、当社は契約者に現実発生した通常の損害についてのみ、その賠償義務を負うものとし、その額は、債務不履行、瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、当該損害が発生した時点における契約期間の利用料金年額のうち、当該損害発生時まで契約者が当社に支払った利用料金の総額を限度とします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、その他契約者の逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

第14条（免責事項）

- 1 契約者は、自らの責任と費用において、保有端末等のハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、本サービスの利用に必要な環境を整備します。当社は、契約者が整備するこれらの環境に対する本サービスの動作保証を、一切行わないものとします。
- 2 当社は、次の各号につき、如何なる保証も行うものではありません。さらに、契約者が当社から直接又は間接に、本サービスに関する情報を得た場合であっても、当社は、契約者に対し、本規約において規定されている内容を超えて、如何なる保証も行うものではありません。
 - (1) 本サービスの利用に起因して契約者の電子機器に不具合や障害が生じないこと
 - (2) 本サービスの正確性およびシステムの完全性
 - (3) 本サービスの永続性
 - (4) 本サービスが契約者の特定の目的に適合すること

(5) 契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等への適合性

第15条（本サービスの変更等）

当社は、事業上の理由、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・法令の制定改廃・天災地変・停電・通信障害・不正アクセス、その他の事由により、事前の予告なくして、本サービスをいつでも変更、中断、終了することができます。当社は、これによって契約者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第16条（有効期間・中途解除）

- 1 本契約の有効期間は、当社及び契約者が別途締結する SERVE システム利用契約書において定めるとおりとします。
- 2 本契約の有効期間満了の3ヶ月前までに、契約者から契約を終了する旨の通知がないときは、本契約の有効期間は1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 3 契約者が、契約の有効期間の途中で本契約を解除するときは、解除予定日の3ヶ月前までに書面による通知を行うものとします。ただし、第1項に定める期間を経過するまでは中途解除をすることができないものとします。
- 4 前項の規定により契約者が本契約を解除する場合で、契約者が利用料金年額を支払済みときは、有効期間中未経過月分の料金について月割計算にて返還するものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び契約者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- 2 当社又は契約者の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何等の催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項(1)又は(2)の確約に反することが判明した場合。
 - (2) 前項(3)の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合。
 - (3) 前項(4)の確約に反する行為をした場合。
- 3 当社及び契約者は、第2項の規定により本契約を解除したときは、相手方が被った損害及び損失等について何等の責任を負わないものとします。
- 4 当社及び契約者は、第2項の規定により本契約を解除したときは、相手方に対し、月額利用料金の1年分を違約金として請求することができるものとします。

第18条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報を、Webサイト（URL：<https://www.mescius.com/policy/privacy/>）掲載の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第19条（権利帰属）

本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社に帰属し、本規約に定める本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第20条（権利義務の譲渡）

契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本サービスに基づく権利又は義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないこととします。

第21条（完全合意）

本規約は、本規約に含まれる事項に関する本規約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当事者間の事前の合意、表明及び了解に優先します。

第22条（分離可能性）

本規約の規定の一部が法令により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、本規約のその他の規定は有効に存続します。

第23条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本法とします。

第24条（管轄）

本サービスに関連して契約者と当社の間で紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する裁判所又は東京地方裁判所若しくは東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

2024年12月4日 制定